

再任用(フルタイム勤務)の組合員へ

再任用(フルタイム勤務)の方は、引き続き公立学校共済組合に加入することとなり、共済掛金(短期掛金、長期厚年掛金、介護掛金、長期退年掛金)が給与から控除され、次のような各種事業を受けることができます。

組合員証・被扶養者証

組合員証・被扶養者証は引き続き使用することができますので、手続は不要です。
短期給付は、引き続き同様の給付となります。

老齢厚生年金(特別支給)の請求手続

【在職中に年金受給権が発生した場合】

誕生月※に所属所あて年金の決定請求に関する書類を送付します。

なお、年金受給権発生月から退職までの期間については、退職時に改定請求書類を提出することにより再計算し改定されます。改定請求に関する書類は、退職時に所属所あて送付します。

また、3階部分の経過的職域加算部分については共済組合に加入中は支給停止ですが、厚生年金部分については賃金等と調整され一部支給される場合もあります。

【年金が決定された場合】

年金額の一部または全額停止になります。

- 65歳未満の方 支給停止月額={(賃金+年金月額)-28万}×1/2
 - 65歳以上の方 支給停止月額={(賃金+年金月額)-46万}×1/2
- * 賃金=月収(標準報酬月額)+(過去1年間の標準期末手当等の1/12)

※請求書類などは本部から送付されるものを発送しますので、発送時期が遅れる可能性があります。

年金払い退職給付の請求手続

【在職中に年金受給権が発生した場合】

年金払い退職給付は65歳から受給できますが、在職中は支給停止となります。

退職時に65歳に到達している方については、老齢厚生年金の改定請求書類と併せて所属所あて年金払い退職給付請求に関する書類を送付します。

雇用保険(失業給付)に加入

再任用職員になりますと雇用保険に加入します。後日交付される「雇用保険被保険者証」は、年金請求時に必要となりますので、大切に保管してください。

【年金受給権が発生している場合】

65歳未満の方がハローワークに求職の申込みを行うと、失業給付の額に関わらず、老齢厚生年金の支給が停止されますので、失業給付と年金額のいずれが多いか、確認して手続を行ってください。

※手続の用紙は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」(本部ホームページに掲載)

保健福祉事業

再任用前と同様の取扱いとなります。保健福祉事業一覧表(保存版)を参照してください。

- * 人間ドック1日コースは、61歳・64歳に到達する者(前年度に人間ドック3日・1日コースを受診している者は除く)

貸付事業

【臨時に資金を必要とする場合】

特別貸付制度 ⇒ 標準報酬月額×3/10残任月数 (最高限度額 200万円) 利率1.32%

- * 償還回数等は、健康厚生班にお問い合わせください。(073-441-3713)